

## 斑鳩町通学路安全推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 斑鳩町立学校における通学路の交通安全を推進するため、斑鳩町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 通学路の交通安全対策に関すること。
- (2) 通学路の交通安全対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通学路に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は次に掲げる機関をもって構成し、推進会議の構成員は各機関の長が指名する職員等をもって充てる。

- (1) 町長
- (2) 教育長
- (3) 教育委員会事務局総務課
- (4) 総務部安全安心課
- (5) 都市建設部建設農林課
- (6) 奈良県警察西和警察署
- (7) 奈良県郡山土木事務所
- (8) 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める機関

2 議長は、町長をもって充てる。

3 副議長は、教育長をもって充てる。

### (構成員の職務)

第4条 議長は、推進会議の所掌事務を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行するものとする。

3 構成員は、所掌事務に係る事項を審議する。

### (会議運営)

第5条 推進会議は、教育長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局総務課が所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進会議で別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。